

法人市民税

法人市民税は、福島市内に事務所や事業所がある法人（会社など）に対してかかる税金です。個人市民税と同様に「均等割」と法人の所得に応じた法人税額（国税）をもとに課される「法人税割」があります。

なお、福島市と他の市町村に事務所等を設けている法人は、各市町村ごとの従業者数で按分して法人税割額を納めることになります。

1 納税義務者

納 税 義 務 者	納める税額	
	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所がある法人	○	○
市内に寮、宿泊所等がある法人で市内に事務所、事業所がないもの	○	－
市内に事務所、事業所などがある公益法人等又は法人でない 社団等で、収益事業をおこなっているもの	○	○
市内に事務所、事業所などがある公益法人等で、 収益事業をおこなわないもの	○	－

2 均等割

均等割は、次の区分による税率（年額）になります。

基準となる額		基準となる額 の範囲	従業者数 （福島市内にある事業所の従業者の合計）	均等割額 （年額）
改正前	改正後			
平成 27 年 3 月 31 日 までに開始した 事業年度	平成 27 年 4 月 1 日 以後に開始する 事業年度			
資本金等の額	「資本金等の額」と 「資本金＋資本準備金」の どちらか大きいほうの額	1,000 万円以下の 法人	50 人以下	5 万円
			50 人を超える	12 万円
		1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	50 人以下	13 万円
			50 人を超える	15 万円
		1 億円を超え 10 億円以下の法人	50 人以下	16 万円
			50 人を超える	40 万円
		10 億円を超え 50 億円以下の法人	50 人以下	41 万円
			50 人を超える	175 万円
50 億円を超える 法人	50 人以下	41 万円		
	50 人を超える	300 万円		
公共法人及び公益法人等、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人については、上記にかかわらず一律 50,000 円となります。				

- (注) 1 従業者の数…市内にある事務所、事業所又は寮などの従業者の合計数
(給与、報酬等の支払いを受ける方すべて。パートタイマーも含む。)
- 2 従業者数及び資本金等の額は、その法人の事業年度の末日で判定します。
- 3 資本金等の額…改正前後で算出の方法が変更されています。
改正前…法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は同条第 17 号の 2 に規定する
連結個別資本金等の額
改正後…改正前の資本金等の額に、地方税法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 による調整を行った額
(例：利益剰余金から資本金への組み入れを行う無償増資の額の加算、資本金の取り崩し
により欠損填補を行う無償減資の額の減算等)

3 法人税割

法人税額（国税） × 税率 = 法人税割額

平成 26 年 9 月 30 日以前に 開始した事業年度の税率	13.4%
平成 26 年 10 月 1 日から 令和元年 9 月 30 日までに 開始した事業年度の税率	10.8%
令和元年 10 月 1 日以後に 開始する事業年度の税率	7.1%

4 申告と納税

税金を納めなければならない法人等が、自ら税額を計算し、法人税割と均等割の合計額を申告して納めることとなっています。

申告区分		法人税割	均等割	申告及び 納付期限
中間申告 ※1	予定申告	前事業年度の 確定法人税割額 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	事務所等の 均等割額 × $\frac{\text{所在月数}}{12}$ (年額)	事業年度開始の 日以後 6 ヶ月を 経過した日から 2 ヶ月以内
	仮決算に よる 中間申告	事業年度開始の日以後 6 ヶ月の期間を 1 つの事業年度とみなして計算した法 人税額をもとに計算した額		
確定申告		確定法人税割額－中間申告納付額	均等割額 － 中間申告 (年額) 納付額	事業年度終了の 日の翌日から 2 ヶ月以内 ※2

※1 普通法人で事業年度が 6 ヶ月を超える法人が、法人税において前事業年度の確定法人税額に前事業年度の月数で除し、6 を乗じて計算した金額が 10 万円を超える場合のみ必要となります。なお、中間申告の申告納付については、予定申告又は仮決算による中間申告のどちらかを選択する必要があります。

※2 法人税（国税）について税務署長から申告期限延長の承認を受けている場合は、法人の市民税の申告期限も延長となります。